

## 平成31年第1回定例会 総務文教常任委員会審査記録（第1日目）

- 1 日 時 平成31年2月28日（木） 午前9時58分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
- 議第15号 損害賠償の額を決定し和解することについて
  - 議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについて
  - 議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例制定について
  - 議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第19号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第20号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第21号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第22号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について
  - 議第23号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第26号 市有財産の譲与について
  - 議第40号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
  - 議第5号 平成31年度村上市土地取得特別会計予算
  - 議第6号 平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算
- 4 出席委員（6名）
- |    |       |    |        |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 鈴木好彦君 | 3番 | 小杉和也君  |
| 4番 | 板垣一徳君 | 6番 | 佐藤重陽君  |
| 8番 | 小杉武仁君 | 9番 | 鈴木いせ子君 |
- 5 欠席委員  
なし
- 6 委員外議員
- |       |        |        |
|-------|--------|--------|
| 小田信人君 | 大滝国吉君  | 木村貞雄君  |
| 本間善和君 | 渡辺昌君   | 稲葉久美子君 |
| 平山耕君  | 竹内喜代嗣君 | 河村幸雄君  |
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者
- |            |       |
|------------|-------|
| 副市長        | 忠 聡君  |
| 総務課長       | 佐藤憲昭君 |
| 同課人事管理室長   | 田村富夫君 |
| 同課総務管理室副参事 | 五十嵐博君 |
| 生涯学習課長     | 板垣敏幸君 |

財 政 課 長	田 邊 覚 君
同 課 契 約 検 査 室 長	小 川 智 也 君
同 課 財 務 係 副 参 事	長 谷 部 淳 君
同 課 管 財 係 長	須 貝 直 毅 君
都 市 計 画 課 長	山 田 知 行 君
建 設 課 日 沿 道 対 策 室 長	高 橋 和 憲 君
政 策 推 進 課 長	東 海 林 豊 君
同 課 参 事	本 間 孝 則 君
同 課 情 報 化 推 進 室 長	本 間 憲 一 君
同 課 情 報 化 推 進 室 副 参 事	菊 池 隆 君
自 治 振 興 課 長	大 滝 寿 君
同 課 自 治 振 興 室 長	前 川 龍 也 君
同 課 公 共 交 通 係 副 参 事	細 野 弘 明 君
会 計 管 理 者 会 計 課 長	松 田 明 君
会 計 室 長	本 間 宏 君
消 防 長	長 研 一 君
消 防 本 部 次 長	小 島 邦 広 君
消 防 署 長	鈴 木 信 義 君
消 防 本 部 総 務 課 長	倉 松 淳 志 君
選 管 ・ 監 査 事 務 局 長	佐 藤 直 人 君
監 査 委 員 事 務 局 次 長	鈴 木 一 良 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	齋 藤 正 栄 君
荒 川 支 所 長	小 川 剛 君
神 林 支 所 長	石 田 秀 一 君
朝 日 支 所 長	岩 沢 深 雪 君
山 北 支 所 長	齋 藤 一 浩 君

10 議会事務局職員

局 長 小 林 政 一  
次 長 大 西 恵 子

(午前9時58分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第1** 議第15号 損害賠償の額を決定し和解することについて及び議第16号 損害賠償の額を決定し和解することについての2議案を一括議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 おはようございます。それでは、議第15号及び議第16号についてご説明を申し上げます。この2議案については、いずれも平成30年8月6日、国道7号、勝木地内においての交通死亡事故にかかわるもので、議第15号は非常勤職員が公用車で国道7号を村上方面に走行していたところ、センターライン付近で右折しようとした前方の

原動機付自転車に追突。原動機付自転車とその運転手が反対車線に投げ出され、対向してきた普通乗用車にはねられ死亡したものである。このたびご遺族と示談の条件が調ったので、地方自治法第96条第1項第12号及び同条同項第13号の規定により損害賠償の額を確定し、和解しようとするものである。また、議第16号は、本件事故により原動機付自転車の運転手が反対車線に投げ出され、山形方面に走行していた相手方普通乗用車に接触し、車両を損傷させたものである。このたび相手側との示談の条件が調ったので、地方自治法第96条第1項第12号及び同条同項第13号の規定により損害賠償の額を確定し、和解しようとするものである。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐藤 重陽

この損害賠償の額が確定するまでの間、こうやって議案に上げられないということはよく理解できる。一般質問か何かでうちの会派の大滝議員が、たしか一般質問で取り上げていたと思うのだけれども、実は私も同じ話を、お母さんが1人なものだから、周りの皆さんに相談したようで話がいろいろ来たのですが、なかなか話をする気配もないし、来てくれないという話、私らも聞いていた。その辺その事故の内容が通常のものに比べて生死にかかわるもの。生死にというか、死亡者が出たわけだから、そんなこともあって慎重になったのかなとは思いつつも、やはりその損害賠償の額が確定するまで時間かかろうが何しようがしようがないけれども、途中の行政として市民に与えた迷惑にかけての誠意というものの見せ方という点では、少し足りなかったのか。もっと正直言えばお粗末だったのかなという気がするのだが、その辺最初の事故の起きたときからこの和解のところの話し合いに至るまでのところ、この結果ではなく至るまでのところの振り返ってみていかがだったのか。市の側としてその相手に対する接し方として、判断としては適当だったのか、それとも少し足りなかったのか、どういうふうに進めたのか、ちょっとその辺私ども何でそんなことしているのかなという気があったので、聞かせていただくと助かる。

生涯学習課長

ただいまのご質問であるが、市のほうといたしては、ご遺族様のほうのご意向、そして市の誠意というようなことで対応とらせていただいたというようなことで認識をしているし、事故以後、斎藤様のご遺族の方のご自宅を訪問してご焼香、そして今後のことについてお話し等々させていただいた。また、焼香についても一七日、二七日ということで、7日ごとにお邪魔させていただくということで参っていたわけだが、三七日以降、ご遺族様のほうからご自分も都合があるので、来なくていいよというようなことがあって、ご遠慮をしていたというようなこともあるので、こちらのほうとしては、ご遺族様のご意向に沿って対応させていただいたというふうに理解しているし、その後示談に向けてのいろいろなお話し合い、そして共済会等々交えてのお話し合いについても、担当の職員が訪問させていただいていたということであるし、一応ご遺族様のほうについては訪問として約12回、あとそのほか電話連絡等というようなことでご連絡はとらせていただいていたということであるが、ご本人というか、ご遺族様のほうからそのようなお話が出たということであれば、それはこちらのほうの対応の部分でまずい部分があったのかなというふうなことは考えられるが、私どもとしては精いっぱい努めさせていただいたということである。

佐藤 重陽

よくというか、何となくニュアンスはわかった。ただ、私もほかの事故でも経験し

ているのだけれども、こういう死亡事故の場合は、そこに残った遺族にとってはやっぱり悪者、恨む相手がいないとなかなか心が落ちつかないという面もあるから、これが今回市としてそういう役を受けざるを得なかったのかもしれないので、一概に行政の進め方が悪かったよ、そんなことを言う気はないのだ。ただ、遺族の気持ちをなかなか穏やかにするというのは非常に難しいので、今言ったように誰か恨む相手、けなす相手がいないと自分の気持ちが抑えようがなくてという部分も理解できる部分もあるので、その辺も含めて対応しなければいけない部分大変だったとは思っているのだけれども、極力こういう事故が二度とないように、そのことをお願いしたいと思う。以上だ。

板垣 一徳 今村上市で何百台も車持っているわけだよ。年間の共済掛金、この交通事故、いわゆる車が故障した、相手の補償。私ども普通であれば共済あるいは相手の車の対物、車両とか、そういうのが入っていると思うのだけれども、1年間の村上市全体の掛金というのはどのくらい納めているのか。

財政 課長 平成31年度予算にちょっとかかわるのだが、平成31年度であったら、こっちのページになるのだけれども、54、55Pもあるけれども、予算書のほうに。今385台分を掛けていて、建物と自動車を同時に同じ共済会なので、計上しているものだから、合計といたすと1,349万円ということで、大体1,350万円程度になる。後ほど車の分についてはまた積算させていただくので、申しわけない。

板垣 一徳 では、対人、対物、車両、自分の車だ。大体民間と一緒にだと思っただが、100%保障か。いわゆる免責というか、事故が発生したとき市の負担がかかるという部分はその対人、対物、車両、自分の車。これは全部免責か。

財政 課長 係長に答弁させる。

管財 係長 財政課管財係係長、須貝だ。共済会と車両の契約結んでいるが、こちらについては対人、対物とも免責はない。以上だ。

鈴木 好彦 この金額、今回の損害賠償額について多い、少ないは私は言える立場にないのだけれども、ただ金額としてはかなりの金額になっているけれども、これ平成30年度の一般会計の決算書には出てくるものか。もし出なければ、何か記録に残るものというものは存在するものなのか。

財政 課長 このたびの賠償額については、最終的な決算には一部分が、私どものほうの会計を経由してお支払いした分については当然決算に出るわけだけれども、一部の部分、特に最終的な示談に至った遺失利益であるとか、慰謝料については直接請求を被害者の方がされているので、この分については市の会計を通らない。こちらの部分については、また何らかの形でお示しするような機会があればというふうに考えている。

小杉 和也 まことに残念な事故ではあったけれども、この7,246万円、この辺治療費とかいろいろあるわけだけれども、その辺の概算的なことというのはみんなつかんでいるか。積み上げていっていると思うので、それ15号と16号と合わせてお答えください。

総務 課長 それでは、議第15号の死亡事故であるけれども、これについては、治療費が12万1,340円、それから葬祭費である。共済認定部分が120万円プラス市の単独の認定部分であるけれども、180万2,925円、それからこれは文書料であるが、4,890円、それから遺失利益になるけれども、4,634万434円、それから慰謝料、共済認定分であるけれども、2,300万円である。それから、議第16号の車の損害部分であるけれども、レンタカー代として当日分であるけれども、5万5,783円、それから8月6日から

8月7日の2日のレンタカー代であるが、7,992円、それからレッカー代である。引き上げ分であるけれども、24万2,340円、それから同じくレンタカー代、8月7日から12月16日、当然この方お仕事する関係でレンタカー必要であるので、この分であるけれども、53万5,680円、それから車両損害分として45万1,500円、それから慰謝料として10万円、合計139万3,294円である。

小杉 和也 本中にいろいろ回数を重ねて、一切異議申し立てをしないことというようなことが入っているの、それで納得してはくださったのだろうけれども、やはりこういう案件がないようにぜひとも、一般質問等々でも出たけれども、ぜひその辺のところをよろしくお願ひしたいと思うのだ。

板垣 一徳 1点だけ、財政課長。これも、ちょっとわからないと思うけれども、この共済会、今昨年度の決算でもいいけれども、赤字ではないと思うのだ。恐らく町村会でも議長会でも、このところからの手数料で運営されていると思うから、赤字ではないと思うが、内容どんなものか、私どもに公表するわけにはいかないのか、共済会。恐らく理事に市長になっているか、議長になっていると思うのだ。

財政 課長 全国市有物件災害共済会という全国の市で・・・

板垣 一徳 あれは新潟県ではないの。

財政 課長 県ではなくて全国の市で構成しているもので、うちの市長が役員になっていることはなくて、ちょっとその辺のいわゆるその決算状況的なことの公表か。

板垣 一徳 それはそうだ。

財政 課長 その資料については、ちょっと問い合わせをいたして、恐らく開示されているものと思うが、確認をいたしてお示しできるようにしたいと思う。

板垣 一徳 できたらお願ひする。

小杉 武仁 本会議でも市長からの謝罪の弁があったり、処分もあった。それを受けて、再発防止に向けて具体的にどのようなそれ以降取り組みがなされているかご説明お願ひいたす。

総務 課長 交通安全教室、講習会等実施しているが、具体的な回数、人数等については人事管理室長から答弁いたさせる。

人事管理室長 この事件の後に、職員全員を対象とした安全運転講習会というものを開催した。9月から10月にかけて3回、それから11月に1回、計4回開催している。それと、今月に入ってから一部職員を対象とした交通安全講習会というものを開催している。以上だ。

小杉 武仁 このちょっと例を挙げると、例えば市発注の公共工事もそうだけれども、製造業もそうだ。朝のミーティングがあるわけだ、当然。15分程度、長ければ30分、いわゆるKY活動というやつだ、KY訓練。要は個々の皆さんの意識を安全性どういうふうに確保するかというミーティングなのだけれども、それが毎日行われるわけだ、スケートパークにばかり、公民館にばかり、毎日、毎日、毎朝。そして、帰りにはリーダーがチェックをして、安全を確保できたということで帰るわけだけれども、要はその一つの重大事故の背景には何度も、何度も繰り返されるそのひやり、はつとがあったり、ハインリッヒの法則になるけれども、そのような認識を市職員皆さんが持っていたかかないと、この事故というのは、ちっちゃい事故も含めてなくなるわけだ。その講習をされたというのは理解するけれども、では果たしてその個々がどのような認識を持って今回の事案を意識的に今後無事故につなげていこうかという意識が持たれているかというのをお伺ひしたいのだ。

総務 課長 これは、以前からもそうなのであるが、毎朝担当係単位、室単位できょうはどこどこに出張だとか、どこどこに出かけるというふうなことで連絡をして、所管課長なり管理者が、例えば運転するのであれば、きょうの天候はこうだから気をつけるよというように指示をしている。ただ、今係争中であるけれども、いろんな状況証拠はないわけであるけれども、非常に厳しい判決が下さるのかなというふうに思っているが、いずれにしても行政、市の公務員としての自覚というものをどこにあるのかということ、今後さらに強くお示しするなり、教育というか、指示して指導していきたいと思っている。

小杉 武仁 再三申し上げるけれども、安全講習をしても、その意識的に意識づけられるかといったら、やっぱり個々で例えば何か具体的な取り組みを進めていただかないと減るということはない、恐らく。その辺を強く申し述べておくので、徹底してやっていただきたいと思う。以上だ。

〔委員外議員〕

本間 善和 総務課長にちょっとお伺いしたいと思うが、やはりこういう事故が起きないようにということで、よく一般質問でもお話ししたドライブレコーダーというものは、ことし平成30年度どのぐらい設置いたしたか。

総務 課長 具体的な台数については、総務管理室副参事に答弁いたさせる。

総務管理室副参事 申しわけない。詳しい数字は持っていないのであるけれども、昨年末から、平成29年度以降なのだけれども、新規に入る車については、ドライブレコーダーをつけるよということの仕様を追加して、入れかえの車だ。それで更新している。平成29年度中については、出張の多い車、いわゆるE T Cのついているような車15台ぐらい平成29年度に設置して、平成30年度以降はドライブレコーダー、更新のある都度つけるというような形で対応をとっているところである。

本間 善和 もう一問か。

鈴木委員長 もう一問。

本間 善和 今のお話聞いて、多分全体の数%だと思う、今ついているというやつは。これからつけていくというのも、更新時につけるとなると、年間の更新の台数なんてわずかなものだと思うのだけれども、総務課長、この辺のところからやはり強気に伸ばしていかなければならないと思うのだが、副市長でも結構だ。対策というか、そんなこと待っているようではだめだと思うので、ひとつその辺のところを前向きに取り組む方法を考えていただきたいと思うのだが、いかがか。

総務 課長 ご指摘ももっともだと思うが、ドライブレコーダーについては、事故原因等についても後でのどういう事故だったのかということで、事故に対する防御というのはやや薄いのかなというふうに思っているし、またドライブレコーダーそのものについては1万円ぐらいであるけれども、ここまで業者が取りにきて、持って行ってつけて、また持ってくるというその手数料のほうが高額になるわけであるので、今副参事言ったように、点検のときにつけるように今なっている。ただ、確かにドライブレコーダーそのものが交通事故の発生に寄与するものとは思っている、なるべく早目につけたいと思っているが、何せそういった形で設置するとき、点検等によってのときに設置をしたいなというふうには今考えている。

竹内喜代嗣 私1点だけ。この保険のことについてお伺いしたいと思う。市有物件損害賠償保険ということなのだが、市の所有する車両全部に適用される、掛けているというふう

な理解でいいのか。  
財政 課長 そのとおりである。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第15号及び議第16号の2議案は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日程第2** 議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例制定についてを議題とし、担当課長（選管・監査事務局長 佐藤直人君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

選管・監査事務局長 では、おはようございます。それでは、議第17号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例制定についてご説明申し上げます。村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例を別記のとおり制定しようとするものである。この条例案については、本年3月1日施行の公職選挙法の改正により、長の選挙に加え市議会議員の選挙においても、条例で定めるところにより選挙運動用ビラの作成費用が公営負担とすることができるようになり、候補者の政策等を有権者が知る機会が充実されること、並びに候補者の選挙運動の機会均等が図られることなどにより、本市においても選挙運動用ビラの作成経費を選挙公営とする必要があるため、条例の制定をお願いするものだ。なお、選挙運動用ビラの作成公営単価の上限については、1枚当たり7円51銭である。よろしくご審議をお願いいたします。

（質 疑）

鈴木 好彦 この条例の施行後、具体的にはどの選挙から適用になるのだろうか。  
選管・監査事務局長 これが策定された以降なので、ことしの予定では6月2日告示の市長、それから市議会議員補欠選挙からの予定である。  
佐藤 重陽 条例の趣旨はよくわかったのだけれども、ちょっとわかったようでわからないのは、これ1枚当たりの限度額を制限しているけれども、その作成枚数というのがはっきり書いていないのだけれども、総額で幾らか、作成枚数が幾らかは、それどこかに書いてあるか、1人が。  
選管・監査事務局長 作成枚数については、市議会議員のほうが1候補者当たり4,000枚、市長候補者のほうが1候補者当たり1万6,000枚になる。その枚数については、こちらの条例案の第5条になるけれども、ここのところに第5条の2行目、この7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める・・・）ということで、公職選挙法に規定されている枚数ということである。  
板垣 一徳 参考までに、いわゆる公平性を保つという今説明あったよね、候補者の。極めていいことだと私思うのだ。拒否した場合どうなるのだ。  
選管・監査事務局長 こちらの選挙運動用ビラについては、作成するしないは任意であるので、それで資金というか、余り潤沢ではない候補者に対しても、選挙公営することによって公平な選挙運動ができるのではないかということでの選挙公営である。

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第17号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第3** 議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（自治振興課長 大滝 寿君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

自治振興課長 議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についてお願いいたします。集落集会施設であるコミュニティセンターあけぼのを関係地縁団体であるあけぼの区へ移譲することに伴い、本条例から削除するものである。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（質疑）

（「なし」と呼ぶ者あり）

〔委員外議員〕

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第18号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第4** 議第19号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

総務課長 議第19号については、村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。国家公務員において超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めるなどの措置が講じられ、平成31年4月から適用となる見込みであり、地方公務員においても同様の措置を講ずるとともに、平成31年4月から適用すべく条例改正等を行うよう総務省から通知により条例改正し、規則において超過勤務命令の上限設定等を規定するものである。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（質疑）

小杉 和也 総務省からの通達という初日に説明があったのだけれども、この背景というのは何か。働き方改革とか、そういったことか。背景をお願いしてくれ。

総務課長 委員お見込みのとおりであって、働き方改革として長時間労働の是正ということを目的に制定されたものである。

小杉 和也 仮にこの条例案が通ったとしたら、想定されるようなものというのとは何か出てくるというか、想定されそうなものというのとは何かあるか。

総務課長 想定されるものは、例えば大規模災害等の対処等において、時間外勤務時間が大幅にふえてしまうということが想定されると思う。

小杉 和也 というと、今まではこういう条項がなかったので、もっと厳しいような働き方だっ

たのか、その辺のところはどうだろう。

総務 課長 例えば選挙の準備ということで時間外がふえたりとか、特殊なものが国からおりてきた場合には時間外はかなり平準化していないので、ふえたり減ったりということはあったが、100時間を超えるような超過勤務等については、余りそうなかったかというふうに考えている。

小杉 和也 例えば大規模災害とかですごく時間外が出そうだとしたときに、今度やっぱり総務課長とかなりが、その一人一人が働く時間を均等化するような仕事も出てくるといふようなことか。

総務 課長 一番の時間外の要因としては、避難所の開設等があるかと思う。避難所の開設等については部制を引いていて、福祉部が担当していることになるが、長期にわたる避難所生活となると、福祉部だけでは対応し切れないだろうというふうに考えているので、その辺のことについても、今地域防災計画の見直しを図るべきだということを進めている。

小杉 和也 わかった。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第19号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第5** 議第20号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

総務 課長 議第20号については、村上市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本市議会議員の期末手当における支給月数を国の特別給与法の改正に合わせ0.05月分、平成30年12月1日に遡及し引き上げを行おうとするものである。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(質疑)

鈴木 好彦 2条の最後の行に、引き上げを行うといいながら177.5を167.5に改めるとあるが、これは何か調整のための条項か。

総務 課長 詳しくは、人事管理室長にお答えいたします。

人事管理室長 ただいまのご質問だけれども、第1条のほうでは12月分の支給月数を上げるものになっている。そうすると、6月と12月と足すと平成30年度分の支給全月数が出てくるわけだ。それを2条においては、平成31年度以降については6月と12月と均等になるようにというふうなことでこの規定を設けたものだ。

佐藤 重陽 30年後と言っても今さらなのだけれども、どう思うかなど。これは、実は行政ではなくて議会に問うことになるのかもしれないのだけれども、一般的な職員または国、県の流れの中に、期末手当は沿わせよう、議会のものも沿わせよう。ところが、議員報酬については、全然別個な考え方をしているのだけれども、非常に不思議だななど。これを聞くのはおかしい話かもしれないけれども、あえて第三者的な目で

政の皆さんどう思うか。  
総務 課長 おっしゃるとおりだと。今回他市の状況見ると、やはり議員報酬については下から2番目であるので、何とか報酬等については考え、検討しなければならないかなというふうに私個人的に思っている。

〔委員外議員〕  
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第20号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第21号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）  
総務 課長 議第21号については、村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月数を0.05月分、議第20号の市議会議員と同じく、平成30年12月1日に遡及して引き上げを行おうというものである。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

（質疑）  
小杉 和也 これを前後3本みんなそうなのだけれども、国に準ずるとか、人事委員会に準ずるとか、そういうのがあるよね。これ準ずるといのは、何かの根拠があって出てきているのか、その辺のところというのはどうなのだろう。明確なものがあるのかどうか。

総務 課長 当市の場合においては、人事院を持っていないので、人事院勧告については、国の人事院勧告に合わせて県の人事院勧告が勧告されるわけだが、給与についてはその県の人事院勧告を尊重するという事になっている。議員を含めた特別職については、国の改正に合わせて右倣えするというのが通例である。

小杉 和也 明文化したものはないということですか。

総務 課長 明文化したものはない。

〔委員外議員〕  
（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第21号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第7** 議第22号 村上市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）  
総務 課長 議第22号については、村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。昨年の新潟県人事委員会の給与勧告に準じ、本市においても職員の

給与条例について改正を行うものであり、主な改正内容については、まず1点目としては給与表の改定であり、人事院勧告の内容を踏まえ、国の俸給表に準拠する引き上げを平成30年4月1日に遡及し適用するものである。2点目といたしては、期末勤勉手当の改定であり、勤務手当の支給月数を0.05月分引き上げようとするもので、平成30年12月1日に遡及し適用するものである。3点目については、宿日直手当の改定であり、県の改定同様、国の取り扱いに準拠する引き上げを平成31年4月1日から適用するものである。なお、本市においては該当がない。4点目については、55歳を超える職員の昇給停止である。国においては既に実施されている制度であり、新潟県及び県内自治体の多くは、平成30年度から実施しているものであり、本市においては平成31年4月1日から適用するものである。5点目においては、平成27年の給与制度の見直しにおいて、経過措置として設けていた現給保障を平成31年3月31日をもって廃止するものである。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

鈴木 好彦 55歳による昇給の停止ということ平成31年度から行われるというご説明だけでも、平成31年度に限った場合、どのくらいの予算の圧縮というのが見られるのだろうか。

総務 課長 それでは、詳しくは人事管理室長に答弁いたさせる。

人事管理室長 こちらのほうで押さえた数字では、平成31年該当する職員が71名いると把握している。給与月額にして、影響額としては月額71人分として7万1,100円毎月の給料に影響するというふうなことでつかんでいる。給与月額7万1,000円なので、1年分にすると12を掛けた数字が年間の給与額に影響するものと思われる。

(何事か呼ぶ者あり)

人事管理室長 済みません、単純に7万1,100円に12を掛けると85万3,200円という数字になる。

鈴木委員長 それ掛ける人数か。

人事管理室長 いえいえ。

鈴木委員長 全部でだね。

鈴木 好彦 これ、今年度4月から適用になるということであれば、55歳も56歳も57歳も一気に行ってしまうということなのだね、突然。

総務 課長 そうである。

鈴木 好彦 了解だ。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第22号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第23号 村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（総務課長 佐藤憲昭君）の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

総務 課長 議第23号については、村上市職員の寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、寒冷地手当の支給対象から旧朝日村及び旧山北町の区域に勤務する職員を除き、関川村に在勤する職員のみを支給対象とすることで国の制度に合わせるものである。現行の寒冷地手当制度は、平成26年度の改定の際、新潟県においては地域の気象状況を的確に反映させるために、平成16年4月1日における市町村の名称及び区域を採用したところであるが、国においては、村上市全域を支給対象としない制度であり、対象にずれが生じている。このため、新潟県を通じて総務省からは是正を求められていることから条例を改正し、国との均衡を図るもので、平成31年4月1日から適用を予定している。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

板垣 一徳 これ山北町の職員だろう、この条例は。県職との差はどうなっている。学校の教員とかだ。山北町、朝日に勤めている県職員いるよね。その方との比較はどうか。

総務 課長 詳しくは人事管理室長に答弁いたさせる。

人事管理室長 申しわけない。県職との比較というものをしていないので、これから県条例など確認してちょっと調べさせていただきたいと思う。

総務 課長 県に照会したところ、市町村はやれということなのだが、県は改正する予定はないということで、県は山北地区、朝日地区についてはそのまま続行するという話である。なお、市町村において県内の自治体であるが、現在寒冷地手当を支給しているが、村上市とあと2市だけであって、そのうち1市、これ名前を申し上げられないが、国から特別交付税を減額された罰則があったわけで、県からもそういうことになるよということで強く指導を求められたものである。

板垣 一徳 国の規制は厳しいものだから、これはそれなりの言い分があるのだろうけれども、同じ県職も支所の職員も職員だ。それが片や、県職は山北町来れば寒冷地手当をもらおうと。あなた方、村上から山北へ勤める人はもらわれなと。こういう不均衡で何かおかしいよね、常識論から言ってみれば。これ、国の是正で交付税を減らすなんて大変なことだからあなた方もあれなのだろうけれども、ちょっと私は疑問に感じる。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第23号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第26号 市有財産の譲与についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

財政 課長 第26号だが、先ほどご審議いただいた議第18号 村上市集落集会施設条例の一部を改正する条例制定についても説明あったけれども、集落集会施設、コミュニティセンターあけぼのを関係地縁団体であるあけぼの区に譲与するものである。よろしくお願いをいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第26号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第40号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、担当課長(政策推進課長 東海林 豊君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 それでは、議第40号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただく。本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ140万円を減額し、予算の規模を5億9,990万円にしようとするものである。それでは、8P、9Pをごらんください。補正の内容であるが、歳入においては、3款繰入金の一般会計繰入金を840万9,000円減額し、5款諸収入の雑入で道路改良工事等支障施設工事補償料を700万9,000円追加するものである。この補償金については、県で平成28年から施行していた国道345号鶴泊トンネル工事等が完了して、情報通信施設のケーブルを移設したことに伴う補償金がこのたび確定したことから、このたび増額となったものである。次に、10P、11Pをお開きください。歳出においては、1款1項1目一般管理費では、工事補修等材料費を入札等の請け差による金額の確定に伴い52万9,000円減額し、給与改定による職員人件費の調整により9万4,000円の追加をお願いするものである。次に、1款1項2目施設管理費では、朝日地区施設維持管理経費で非常用蓄電池のリース料が確定したことによって、電算関連機器リース料91万7,000円減額するものである。なお、3款予備費については、端数調整のための補正である。次に、大変申しわけないのだが、4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為の補正である。これについては、平成28年度から平成34年度までの期間で債務負担行為を設定いたしている山北地区の告知端末機の借上料について、本年10月からの消費税の引き上げに伴って限度額が不足となることから、限度額に106万6,000円の追加をお願いするものである。以上である。よろしく願いいたします。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第40号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。  
（午前10時56分）

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。  
（午前11時10分）

鈴木委員長 財政課長より発言を求められているので、これを許す。  
財政 課長 先ほど議第15、16号で4番委員のほうからご質問があった共済掛金、車両にどれだけ掛かっているかということであるけれども、平成31年度予算では車については591万円、先ほど申し上げた385台分、591万円を計上している。よろしく願いいたす。  
（「割と安いんだな」と呼ぶ者あり）

**日程第11** 議第5号 平成31年度村上市土地取得特別会計予算についてを議題とし、担当課長（財政課長 田邊 覚君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）  
財政 課長 それでは、予算書の217Pからになるので、ごらんください。今年度予算の総額は4,917万3,000円といたした。前年度が2万円だったので、大幅増額となっている。この増額の理由であるが、日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターチェンジアクセス道路用地及び都市計画道路、市道南中央線道路用地の買収を進めるに当たって土地開発基金を利用することによるものである。初めに、この概要をご説明申し上げます。通常土地取得手続については、各適当課で予算計上いたして取得事務が行われている。今回土地取得特別会計に計上するものは、いずれも国や県の補助対象事業用地であるけれども、取得交渉の成立時期が見通せないこと及び事業範囲が広いため、交渉が成立したものから順次取得していくことによるものである。取得時期が未確定の補助対象事業用地については、国県の補助予算はつかないため、一般会計には計上ができない。また、財源としての国県補助予算がついていない中で補助対象用地を市単独予算で一旦取得いたしても、その後国県から補助金が交付されることにはならない。このため、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要のある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置している基金、土地開発基金を活用いたして普通財産として先行取得するため、今回土地取得特別会計に予算を計上するものである。取得後、一般会計が土地取得特別会計から買い戻すというタイミングで国県補助対象となるものである。それでは、具体的に中身のほうをごらんいただきたいと思うが、223、224P、歳入のほうであるけれども、まず第1款財産収入で、土地開発基金運用収入といたして項目計上いたして1万円を計上いたして、土地売払収入をこちらのほうは項目計上いたした。第2款土地開発基金借入金では、今ほどの土地取得に伴う基金からの借入金4,916万1,000円を計上している。雑入は項目計上になるが、次に225、226Pから、歳入であるけれども、こちらのほうの第1款財産取得費で土地取得事業経費といたして土地購入費と補償費を合わせて4,916万1,000円を計上いたした。第2款の諸支出金の土地開発基金利子積立金で1万円を計上いたして、償還金を項目計上いたしたほか、第3款予備費においては、項目計上いたしたものである。以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

鈴木 好彦 土地取得の予定が2カ所あるやに聞いたのだが、これの平方メートルとかその金額の配分とかということは、やはり建設課のほうのときに聞いたほうがいいのか。こちらではお答えできない。

財政 課長 日沿道対策室長に答弁をお願いする。

日沿道対策室長 建設課日沿道対策室の高橋と申す。よろしく願いいたす。今ほどのご質問であるが、朝日まほろばインターアクセス道路といたして地権者数24名、筆数71筆、買収面積8,590.76平方メートル、土地価格については3,960万円ということで予算のほうを計上させていただいている。以上だ。

都市計画課長 それでは、内訳のほうになるけれども、南中央線については田んぼ2筆、所有者については1件の所有者になる。単価については、平成30年度単価の平方メートル当たり8,100円を計上して、496万円については、私どもの南中央線の用地となっている。以上である。

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第5号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第12** 議第6号 平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算についてを議題とし、担当課長(政策推進課長 東海林 豊君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

政策推進課長 それでは、議第6号、平成31年度村上市情報通信事業特別会計予算についてご説明をいたす。予算書の227Pをお開き願う。予算の総額は5億1,330万円とし、前年度比マイナス12.0%、7,010万円の減額である。次に、233、234Pをお開き願う。初めに、歳入であるが、1款分担金及び負担金で、情報通信施設負担金に前年度同額の55万円を計上いたした。2款使用料及び手数料については実績を考慮し、前年度と比較して0.4%増の5,291万1,000円を計上いたした。3款繰入金では、一般会計繰入金として起債償還費や朝日地区の機器リース料、山北地区の支障移転工事等の施設維持管理経費等の減によって、前年度と比較して7,007万2,000円減の4億3,194万5,000円を計上いたした。そのほか5款諸収入では、例年とほぼ同額の2,789万3,000円を計上させていただいたものである。次のページをお開き願う。続いて、歳出についてご説明させていただく。1款1項1目一般管理費については、前年度から401万7,000円増の3,796万8,000円を計上いたした。増減の主なものは、説明欄1、情報通信事業一般管理経費において、山北地区寝屋集落で共聴組合を廃止して、新たに市のケーブルテレビに加入することに伴って、工事補修等材料費の増によって423万9,000円を、また特別会計で支払う消費税に増額が見込まれることから466万4,000円をそれぞれ計上したこと等によるものである。説明欄2の人件費については、各支所担当職員の3人分の人件費である。次に、1款1項2目の施設管理費であるが、説明欄1、山北地区施設維持管理経費に前年度に比べ1,237万8,000円減の9,466万7,000円を計上させていただいた。増減の主な理由として、市道府屋碁石ト

ンネル封鎖関連工事や鵜泊トンネル工事に伴う情報通信施設支障移転工事の完了によって、工事請負費で1,266万4,000円の減となったこと等によるものである。続いて、2の朝日地区施設維持管理経費であるが、前年度に比べ2,642万5,000円の減で、1億824万4,000円を計上させていただいた。増減の主な理由といたして、申しわけない、次のページをお開き願いたいと思う。5行目にある設備保守点検業務委託料で、情報センター機器の再リースに伴って年度途中から委託していたIP告知システム保守管理委託料を平成31年度は通年予算として計上したことによって602万円増となっている。反対に、情報センター機器のリース契約が満了になって、今度再リースになったので、情報センター機器リース料が3,328万7,000円の減となったこと等によるものである。続いて、3の神林地区施設維持管理経費であるが、前年に比べ137万4,000円増の8,919万6,000円計上させていただいた。主な理由といたしては、昨年度9月から開始したIP告知システムの保守管理委託を来年度通年予算として計上したことによって、中ほどにある設備保守点検業務委託料が105万5,000円の増となったこと等によるものである。次に、2款公債費であるが、起債償還元金に1億7,848万1,000円を、利子に274万4,000円を計上させていただいた。一部起債の償還終了により、前年度に比べ3,668万8,000円の減となっている。また、3款予備費では、前年度と同額の200万円を計上している。以上、簡単ではあるが、説明は以上である。

(質 疑)

- 鈴木 好彦 歳入の中の繰入金なのだが、今年度7,000万円ぐらいの減額になっているのだけれども、今後の見通しとして、こういう方向にあるのか、それとも単年度、ことし、次年度の一時的な減少なのか。
- 政策推進課長 正確な数字というのは、予算編成のときでないと思えないのだが、これからの見込みとしては、先ほどご説明させていただいた起債の償還費がことしも一部終了している。また、来年度、再来年度でかなりの起債が終了の見込みであるので、その点からすると繰入金は減額になっていく見込みである。
- 鈴木 好彦 今公債費の説明まで及んでの説明いただいたのだけれども、向こう3年ぐらいの公債費はもう確定しているのではないかと思うのだが、いかがだろう。
- 政策推進課長 今平成31年度の償還が元金で1億7,800万円少々であるが、来年度になると7,550万円程度に、1億円ほど減る予定である。それと、平成33年度になるとさらに大幅に減って630万円弱、元金でだが、そのくらいに減るということになる。
- 鈴木 好彦 わかった。いい。以上だ。
- 佐藤 重陽 政策推進課長、これ毎年こうやって維持管理、また新規の事業としてこの事業を続けてきているわけだけれども、ちょっと考え方として聞きたいのだが、この特別会計そのものは、この情報通信の格差を、地域差をなくすための一つの手法としてこれ事業を進めるということで今までやってきたのだけれども、私言いたいのは、これNTTに依存して今、当初の取り組みがNTTが入っていたということもあって、NTTを中心に進めてきているわけだけれども、果たしてこのまま依存していったいいのか。今NTTの経営基盤を見ていくと、通信そのものというのは非常に低くなってきているが、電力と一緒に線貸しだとか、こういう事業で何とか穴埋めをしているというのが今のNTTの実態かなど。そう考えたときに、そのNTT自体を重んじていくことが今後もいいことなのかどうなのかと、その辺の検討みたいのはいかがか、今までしてきているか。

政策推進課長 現在のところは、やっぱりどうしてもNTTということしか今ないわけであるけれども、例えば全体を誰か引き受けていただける方がいれば、この施設そのものをもう民間とかというようなこともあるのではないかということの検討はしているけれども、なかなか具体的にはまだそういうなっているような状況にはない。

佐藤 重陽 いや、公立ということもあるので、実際にそれが行政として取り組んでいるのかどうかかわからないけれども、いわゆるNTTはどちらかというとい生い立ちからいって半官半民みたいな形で、安心してお任せできるという感覚があると思うのだ。反面、いろいろその分なぜか民間と違って高負担という部分が出てくるのだろうと思うのだ。そうしたとき、今民間の勢いつけている業者に任せてというところが、それは行政としてなおかつ地区の事業者としてなのか、ちょっと私もそこまで今はっきり覚えていないのだが、任せようとしているところも実際に出てきているので、今政策課長が言うように、この施設ごともう売ってしまって、新たな展開ということも考えるときなのかなというふうに思っているの、後々考えると、積極的にそれも検討の中に入れて進めていただきたいなというふうに思う。

政策推進課長 おっしゃるとおりだと思う。我々も、よそからそういう情報も一部いただいているのだが、当然誰でもいいというような形ではないので、その辺も踏まえて引き続き検討してまいりたいと思う。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第6号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

委員長（鈴木いせ子君）散会を宣する。

(午前11時26分)